

正しく 屋外広告物のルール、 守っていますか？

既存の広告物に下記のような事例が
多数見受けられます。
今一度、点検をお願いします。
(新たに設置する場合も対応が必要です。)

許可対象なのに
許可を受けていない

非自家用広告物、
7㎡を超える自家用広告物は、
すべて許可対象です。
申請漏れがあれば、速やかに
申請してください。

許可期限が過ぎている
のに更新されていない

寸法や構造等の変更が
あったのに変更許可を
受けていない

どちらも手続きが必要です。
申請を忘れずに！

工作物確認を
受けていない

高さが4mを超える広告物の設
置にあたっては、建築基準法に
基づく工作物確認を受けなけれ
ばならない場合があります。
未確認の場合は建築士などの専
門家に相談し、建築基準法への
適合性を確認してください。

不燃材料を
使っていない

防火地域にある広告物で、建築
物の屋上に設置されているもの
又は高さ3mを超えるものは、
その主要部分を不燃材料で造る
必要があります。
不燃材料を使っていない場合は
速やかに改修してください。

避難器具の使用や消防隊の進入の妨げとならないように設置してください。

●お問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
〒560-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
TEL：06-6858-2419
Email：tokeikan@city.toyonaka.osaka.jp



屋外広告物
のページ